

中部運輸局自動車交通部

令和5年2月22日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官  
藪田、細川 TEL 052-952-8082  
中部運輸局 愛知運輸支局 監査担当  
神戸、吉川 TEL 052-351-5313

乗合バス事業者に車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して、車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：名古屋市（交通局長 小林 史郎）

住 所：愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1

営 業 所：中川営業所（愛知県名古屋市中川区法華2丁目98番地1）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和5年2月22日 20日車（1両×20日間）

処分内容：事業用自動車の車両使用停止

3. 監査端緒

令和4年6月21日、高畑13号系統において、及び7月14日、幹神宮1号系統において運行経路を誤り、これに伴ってバス停以外での乗降や、認可を受けていない経路での運行を行ったことから、監査を行ったもの。

4. 主な違反内容及び違反条項

（1）事業計画及び運行計画に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。  
（道路運送法第16条第1項）

（2）従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するために誠実に職務を遂行するための指導監督が、効果的かつ適切に行われていなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項）

(3) 主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 2点
- ・当該事業者の累積違反点数 3点